

発委第 2 号

日出町議会議事局設置条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第7項及び日出町議会議事規則（昭和62年日出町議会議事規則第1号）第14条第3項の規定により提出する。

令和2年6月22日

提出者 議会議事運営委員会
委員長 佐藤二郎

日出町議会議長 池田淳子 殿

趣 旨

事務局員の給与及び旅費について、包括的に適用するよう、日出町議会議事局設置条例を改正するために提出する。

日出町議会事務局設置条例の一部を改正する条例

日出町議会事務局設置条例（昭和33年日出町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「諸給与」を「給与」に改め、同条中「その他の諸給与」を削り、「職員の給与に関する条例（昭和32年日出町条例第10号）並びに職員等の旅費に関する条例（昭和59年日出町条例第6号）を準用する」を「町の一般職員の例による」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。